

# 町立保育園 民営化の 検討経過

園こども育成課児童保育係

☎028(677)6024



## 民営化検討の背景

現代の少子化・女性の社会進出・核家族化などの社会現象は、町の保育行政にも影響してきています。保育行政に対するニーズは、多様化しながら増え続け、共働き家庭だけではなく、すべての家庭に對する子育て支援が求められるようになりました。

一方、国の保育所事業に対する支援は、公立保育所から民間保育所の設立や事業に移行しており、市町村においても、保育事業を公立から民間に移行するところが増えていきます。栃木県内でも、平成16年4月に公立208カ所(60%)、私立138カ所(40%)だった保育所が、平成20年4月には公立

191カ所(55%)、私立156カ所(45%)と民間への移行が進んでいます。

町では、このような状況と町の保育行政が直面している問題を踏まえ、平成20年度から、町立保育園の民営化に関する検討を始めました。

## 職員による検討

平成20年7月、副町長をはじめ13人の職員からなる「芳賀町立保育所運営等についてのプロジェクトチーム」が設置されました。

プロジェクトチームでは、町立保育園のより良い保育環境の整備や、充実した保育の実現のため、保育園の整備、保育人材の確保・育成、保育

## 町立保育園が直面している問題

- ①公立保育所の運営・建設に対する国の補助金が平成16年(建設は平成18年)で打ち切られたこと。
  - ②南高根沢・水橋保育園は、建築後30年以上経過し、老朽化が進んでいること。
- ※現在は、公立保育所建築に対して国の補助金が交付されず、費用は全額町の負担となる。
- ③平成21年8月現在、町立保育園における正職員と嘱託(臨時職員保育士の人数は、正職員19人、嘱託職員31人で、正職員の割合は38パーセントと、正職員数が過半数を下回っており、不均衡が生じていること。

## 今後の町の方針

芳賀町立保育園民営化等検討委員会の答申を受け、民営化について町の基本方針を策定し、次世代育成支援行動計画・集中改革プラン・芳賀町振興計画に位置付けることになりました。

特に民営化の計画については、現在後期計画の改定作業を進めている次世代育成支援行動計画に位置付けられているか、

また、その計画が妥当かの意見を求める手続き(パブリックコメント)も必要となります。

町立保育園を民営化する場合は、引き受け法人選定委員会の設置や町立保育所設置に関する条例の廃止が必要となり、議会の承認を得てからとなります。

町立保育園の民営化については、今後も広報紙やホームページなどで、町民の皆さんに随時お知らせする予定です。

## 民営化後は、 どうなるの？

- 認可保育所の入所  
↓公立・私立の別なく、町が保育に欠ける状況などを考慮し入所の決定をします。
  - 認可保育所の保育料  
↓公立・私立の別なく、保護者の前年所得額、児童の年齢で決定します。
- なお、保育料の徴収は町が行います。

に増えている。

また、運営費についても、定員90人規模の保育園での民間との比較は、約1千100万円のコスト差が生じている。

## ○町立保育園への民間活力の導入

町立保育園に民間活力を導入することで、保育所運営にかかる町の経費を削減することができると。また、それにより削減した費用を新たな子育て支援事業に活用することができる。

しかし民間活力の導入に当たっては、町立保育園で実施されている保育と同等の保育の実施はもちろん、新たなニーズに応えた高い保育水準の運営を求めていく必要がある。

## ○町立保育園運営の方向性

保育サービスの多様化、需要の変化に対応するためには、一時保育や特別支援(障害児)保育、病後児保育など、専門性を必要とする保育を町立で行い、一般の保育は民間で実施するなど、すみ分けをする必要がある。

## 民営化等検討委員会

平成21年3月、議会・自治会長連合会・子育てに関わる機関・保育園の保護者代表などからなる芳賀町立保育園民営化等検討委員会(綱川文世委員長)が設置されました。

同委員会は町長の諮問機関として町立保育園のあり方や民営化の有効性、多様化する保育ニーズに対応するための検討を重ね、8月4日、検討結果をまとめた答申書を町長あてに提出しました。

その中で同委員会は、民営化を進めるに当たり「児童、保護者の視点に立ち、質の良い保育サービスを行うため、保護者への情報提供と共通理解のうえ、確かな判断と十分な準備を持って慎重に進められることを望みます」との意見を示すとともに「町立保育園民営化における留意事項」として、町立・私立保育園の役割、民営化の手法、引き受け法人の選定、保育の引き継ぎ、民営化後の町の責任など、審議の中で議論された内容を付帯意見として盛り込みました。

なお、答申の詳しい内容については、町ホームページから見るができます。

## ◆◇ 町立保育園民営化等の答申 ◇◇

### ア 町立保育園の民営化について

- 町立保育園3カ所のうち、2カ所を民営化するのが妥当である。
- 残る1園については、当面、町立保育園として残し、拠点保育園として位置付けることが適当である。なお、この保育園についての民営化の是非は、今回の民営化する事業所の運営状況や今後の保育情勢を勘案し、再度、検討されたい。

### イ 民営化の時期及び方法について

- 民営化の時期は、平成22年度以降の着手が適切である。
- 民営化方法は、社会福祉法人を引き受け事業者(以下「事業者」という)とし、経営譲渡及び財産譲渡若しくは無償貸与とされたい。
- 町立保育園の嘱託保育士については、事業者を引き受けを条件付ける。
- 事業者の選定においては、慎重を期し、選考の時期や期間にこだわることなく、確実に引き受け可能な業者を選定するように努め、安易な決定は避けるものとする。

### ウ 町立保育園の役割について

- 公共施設として、認可保育園の標準規格の保育水準を示し、そのサービス基準を実践する。
- 関係機関との連携が必要な特別支援児(障害児等)保育など専門的な支援が求められる分野を受け持つ。
- 事業の効率性から、一時預かり保育、病後児保育等を受け持つ。
- 児童虐待やDVなどリスクのある在宅家庭の子どもに対するセーフティネットとしての役割を担う。
- 子育て支援センターとともに地域ネットワークの中心となり、安心して子育てのできる環境づくりの役割を担う。

※文章中の表記 保育所…児童福祉法に基づく施設  
保育園…町の保育所の通称名